

顔戸地内大規模陥没について

発生日：平成22年10月20日

1.発生時間

平成22年10月20日 午前9時3分ごろ

(住民の方からの通報による)



2.発生場所

御嵩町顔戸字西之野

1005番地1付近

3.被害状況 (20日午後5時現在)

- 避難指示 5世帯 17人
 - ┌ ・4世帯 町教員住宅へ避難
 - └ ・1世帯 親族宅へ避難
- 避難勧告 4世帯 6人

合 計 9世帯 23人

上水道 下水道管の破損

4 .発生経過状況

- 9:03 発生 of 通報 (住民より)
- 9:15 現地確認
- 10:16 避難勧告発令 (5世帯 17人)
- 10:30 対策本部設置 緊急会議
- 11:00 避難指示へ変更 (5世帯 17人)
避難勧告 (周辺住宅 4世帯 6人)
- 12:00 顔戸公民館にて被害者へ説明
- 14:00 教員住宅 (被災者の仮住居)にて説明
- 15:50 岐阜県による現地確認

5. 特定鉱害復旧とは

(1) 石炭鉱害と特定鉱害

石炭鉱害(亜炭鉱害も含む)とは、地下の石炭層の採掘により生じた空洞の上部が崩落し、地表面が変化(沈下や陥没など)することにより、地上の物件(農地や家屋など)に被害・効用阻害(耕作に支障が出ることや家屋が傾くことなど)が生じることです。この石炭鉱害は沈下鉱害と浅所陥没鉱害に分類され、そのうち地表から50m以内の浅所を採掘したことに起因する浅所陥没鉱害 これを「特定鉱害」といいます。

(2) 現在の特定鉱害復旧

これまで御嵩町内で行われて来た鉱害復旧事業は、「臨時石炭鉱害復旧法」「石炭鉱害賠償等臨時措置法」によるものでしたが、平成13年度末をもってこの法律が廃止されたことにより、現在では国が9割、県が1割を出資した約4億9千万円の基金(岐阜県全体の鉱害復旧のための資本金)を「指定法人」(岐阜県においては「財団法人・岐阜県産業経済振興センター」)が管理し、その運用益(預貯金などで得られる利益)で復旧工事を行うこととなっています。

◎被害現場◎

